

はじめに

多摩北部都市広域行政圏協議会は、1987（昭和62）年1月に設置され、同年3月に大都市周辺地域振興整備措置要綱に基づき、小平市、東村山市、旧田無市、旧保谷市（2001（平成13年）1月に2市が合併し西東京市となる）、清瀬市及び東久留米市を構成市とする多摩北部都市広域行政圏が設定されました。

その後、当協議会は、1998（平成10）年3月に圏域6市が緑化政策を総合的に推進することを目的として「多摩六都緑化計画」を策定しました。

当圏域のめざすべき方向を示すために、2006（平成18）年3月に策定された「第二次多摩北部都市広域行政圏計画」では、圏域の将来像を「緑と生活の共存圏」として圏域5市の連携協力により多彩な施策を展開していくことを述べています。

この将来像を実現するための三つの柱の一つとして「豊かな自然を活かした安全で快適な住環境の整備」という柱を掲げており、さらに、その柱を実現する施策の一つを「自然と共生するまちづくり」としています。

これからの圏域づくりを進めるためには、圏域市民が望むうるおいやすらぎに満ちた安全で快適な生活環境を形成することが必要です。

その対応の一つとして、圏域内に残っている「多摩六都のみどり」を保全・創出し、個性的で魅力ある圏域づくりを推進していくことが求められています。

「第二次多摩六都緑化計画」は、「緑と生活の共存圏」をめざした「第二次多摩北部都市広域行政圏計画」に基づき、圏域5市が緑化政策を総合的に推進することを目的としています。

そして、「第二次多摩六都緑化計画」で定めたみどりの将来像である「みどりのネットワークが形成された多摩六都」をめざして、「みどりの効果的な保全」「みどりの計画的な創出」「みどりの連携」「みどりづくりに関する協働」という取り組みを圏域5市が連携を図りながら進めていきます。

今後、「第二次多摩六都緑化計画」の推進に当たっては、国、東京都をはじめとする関係の方々のご指導とご支援をお願いしながら、緑化政策を実現していく主体となる圏域5市が努力することはもちろんですが、圏域市民、民間企業等の方々にも一層のご理解とご協力をお願い申し上げる次第です。

平成19年3月

多摩北部都市広域行政圏協議会

東村山市長 細瀬 一男

東久留米市長 野崎 重弥

小平市長 小林 正則

清瀬市長 星野 繁

西東京市長 坂口 光治

目 次

はじめに

第1章 序章	1
第1節 計画策定の主旨	1
第2節 計画の目的	3
第3節 計画の位置づけ	3
第4節 計画の目標年次	3
第2章 多摩六都のみどりの現況と課題	4
第1節 多摩六都のみどりの現況	4
第2節 多摩六都のみどりの特徴	11
第3節 多摩六都のみどりの課題	13
第3章 計画の基本方針	14
第1節 みどりの将来像	14
第2節 計画の目標	17
第3節 計画の基本方針	17
第4節 施策の体系	18
第4章 施策の展開	19
第1節 みどりの効果的な保全	19
第2節 みどりの計画的な創出	25
第3節 みどりの連携	33
第4節 みどりづくりに関する協働	37
第5章 計画の推進に向けて	41
資料編	43

「多摩六都」とは、小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市及び西東京市を構成市とする多摩北部都市広域行政圏の愛称であり、第二次多摩六都緑化計画（以下「本計画」という。）においては、多摩北部都市広域行政圏を「多摩六都」と表記します。

多摩六都には、雑木林や屋敷林などの樹林地や農地、大規模な公園・緑地などの緑、河川や水路及び湧水などの水辺が残っています。

本計画における「みどり」とは、これらを総称して表す場合に用いており、個々に表す場合には、「緑」や「水辺」の表記を用いています。

【緑】 雑木林や屋敷林、農地、公園・緑地、街路樹や生垣 等

【水辺】 河川、水路、湧水地 等